

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

リサイクル燃料貯蔵株式会社

設工認申請及び使用前確認申請の手続きについて

1. 許認可対応の経緯と設備の状況

弊社は、2010 年 5 月にリサイクル燃料備蓄センターの事業許可を取得し、同年 8 月に設工認の認可を取得したが、その後、新規制基準が施行され、新規制基準に適合させた事業変更許可を 2020 年 11 月 11 日に取得した。

設工認については、既認可の設工認に対する変更申請の審査中であったが、事業変更許可を受けて、以下のような設備について申請が必要な状況となっている。

- (a) 既設設備で設工認の記載が変更となる設備：金属キャスク，受入施設，計測制御システム施設，放射線管理施設 等
- (b) 新設して設工認申請が必要な設備：軽油貯蔵タンク（地下式）（電気設備）等
- (c) 既設設備で新規に設工認申請が必要な設備：圧縮空気供給設備，共用無停電電源装置（電気設備），電源車（電気設備），通信連絡設備，不法侵入防止設備，消防用設備 等

2. 設工認及び使用前確認申請に係る手続き

上記 1. にて記載の通り，審査中の変更申請を補正することでは，その内容が著しく複雑となることから，審査中の変更申請を取り下げ，新たに既設工認の変更申請を行うこととする。

変更申請にあたっては，認可後の設備設置工事期間を確保したい設備があることから，対象設備について先行して申請することとする。

なお，使用前確認申請にあたって，既認可に基づき作成した検査記録を活用することとしたい。

3. 別紙

設工認及び使用前確認の申請の進め方について

以上

設工認及び使用前確認の申請の進め方について

1. 設工認及び使用前確認の申請のイメージ（図－1 参照）
 - ・ 審査中の設工認変更申請を取り下げ，新たに変更申請を行う。
 - ・ 電気設備の一部の追加工事を早めに着手したいため，最初に電気設備の変更申請を行い，その後電気設備以外の施設を変更申請する。
 - ・ 認可取得した設備ごとに使用前確認申請を行う。

2. 金属キャスクの設工認及び使用前確認申請について（図－1，図－2 参照）

金属キャスクについては，現状以下の通りである。

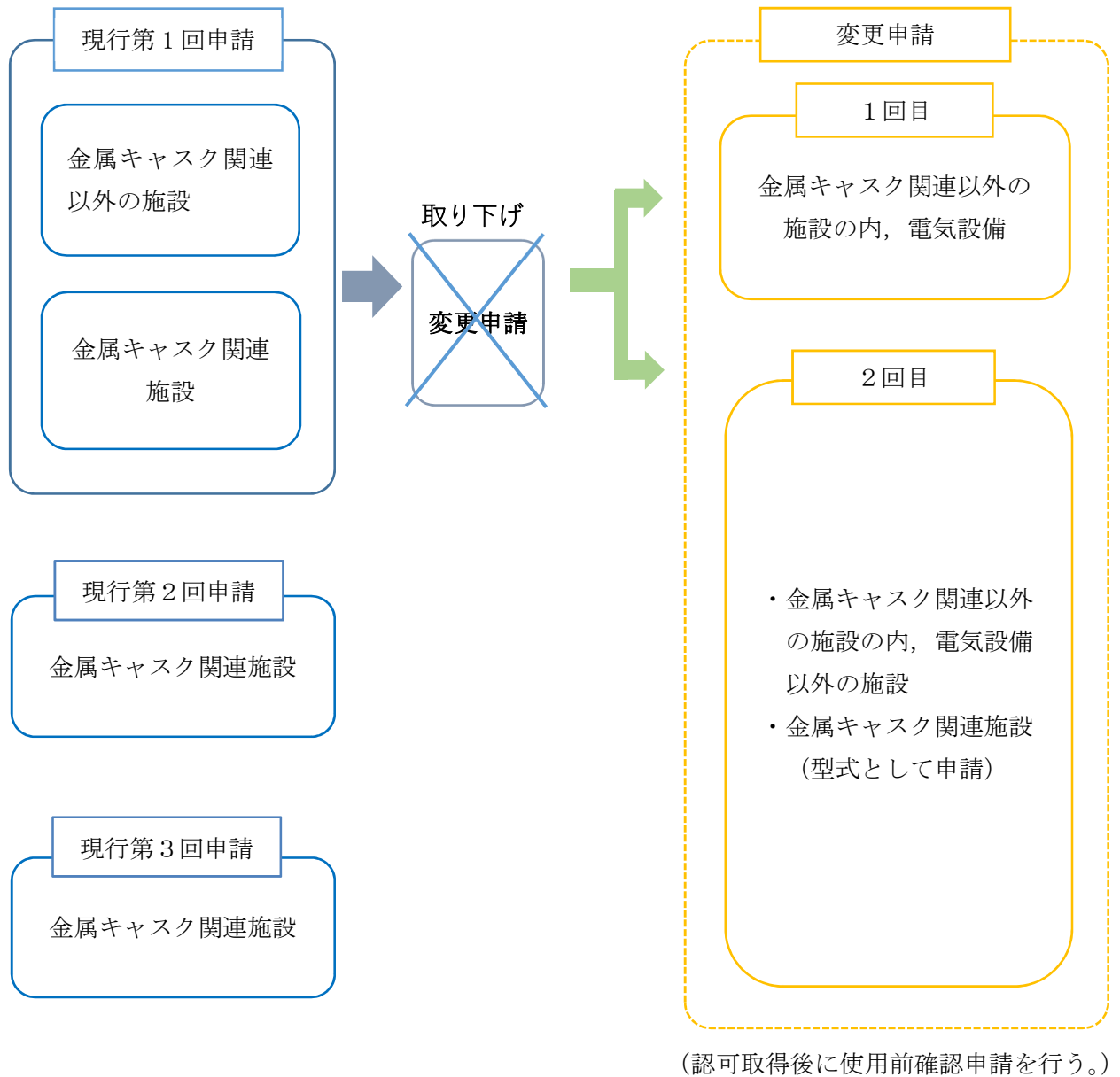
 - ・ 第1回申請（1基（旧基準にて認可済，製造中（使用前検査受検中）））
 - ・ 第2回申請（8基（旧基準にて認可済，製造中（使用前検査受検中）））
 - ・ 第3回申請（13基（旧基準にて認可済，製造中（使用前検査受検前）））

今後の申請手続きについては以下の通りとしたい。

 - ・ 金属キャスクは，同一型式のものを長期に渡って順次貯蔵を行っていくことから，設工認では，基数を記載せず型式毎の申請を行う。
 - ・ 使用前確認申請についても，認可された型式毎に基数を記載せずに申請することとし，1基目の使用前事業者検査の終了をもって確認証を取得することとしたい。2基目以降については，使用前事業者検査を行う。

3. 検査記録の活用について
 - ・ 既認可に基づき作成した使用前検査記録及び溶接検査記録を，新検査制度の使用
前事業者検査にて活用することとしたい。

以上



図－1 設工認及び使用前確認の申請のイメージ

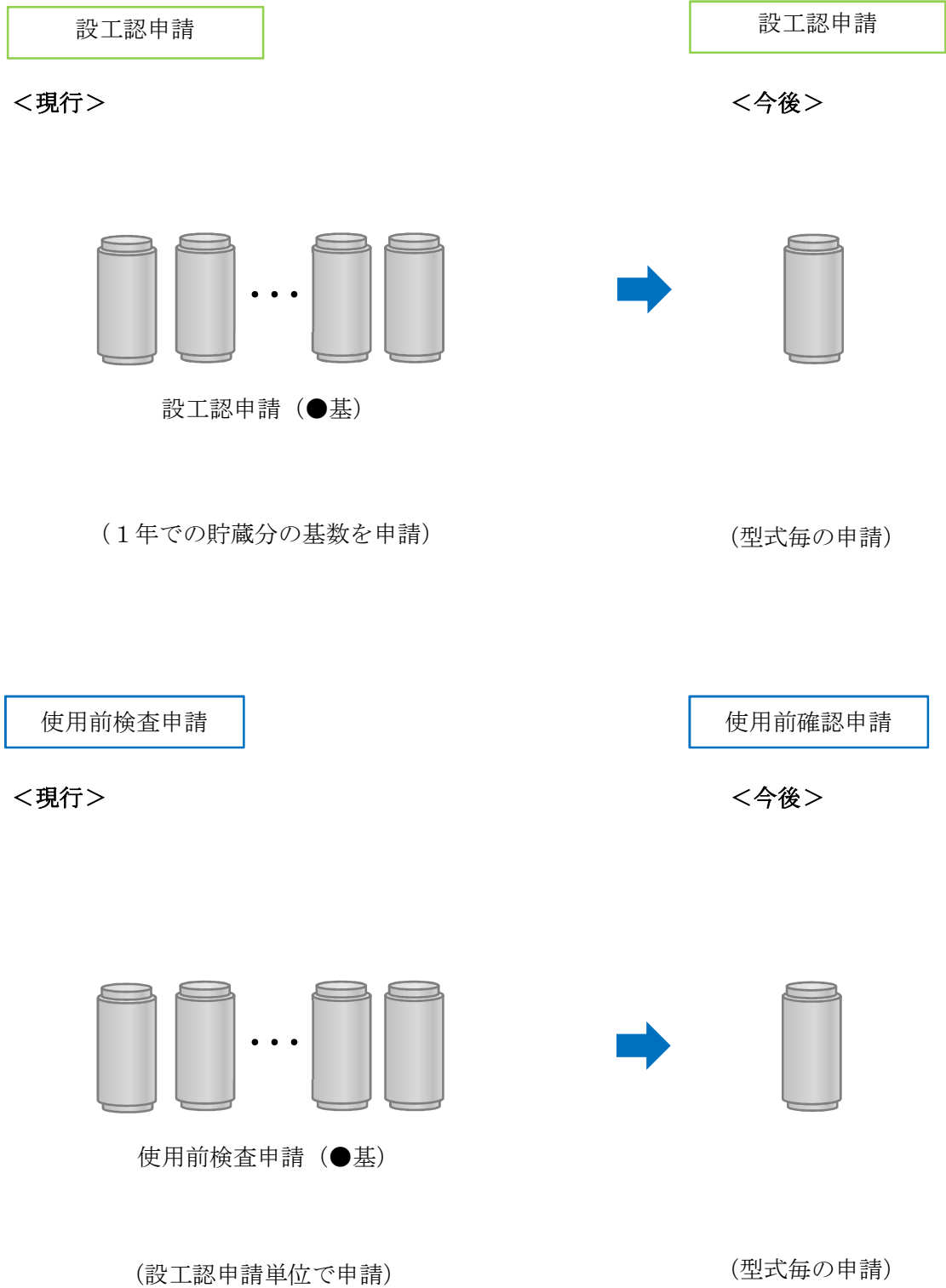


図-2 金属キャスクの設工認及び使用前確認申請のイメージ